

地場産業 サステナビリティ対応支援事業費補助金

募集要領

申請受付期間

令和6年5月7日(火) ~ 令和6年5月31日(金)(必着)

申請書類の提出方法

① 受付窓口

滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課 モノづくり支援係

住 所:〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

(滋賀県庁東館2F)

TEL:077-528-3793 E-mail:fd00@pref.shiga.lg.jp

※①に示す受付窓口への持参、簡易書留郵便による郵送またはメールにより、提出してください。

問い合わせ先

○補助金全般

滋賀県商工観光労働部 イノベーション推進課 モノづくり支援係

TEL:077-528-3793

○事業内容

滋賀県工業技術総合センター

(栗東)TEL:077-558-1500 (信楽)TEL:0748-83-8700

滋賀県東北部工業技術センター

(長浜)TEL:0749-62-1492 (彦根)TEL:0749-22-2325

【9時から 17 時まで】(土・日曜日および祝日は除く)

1. 事業の目的

地場産業事業者および伝統的工芸品の製造事業者が取り組む、環境負荷低減に資する事業に要する経費の一部を補助することにより、近江の地場産業および近江の地場産品が時代の変化に適合していくための新たな取組を積極的に支援します。

2. 補助対象者

表1に規定する県内の地場産業組合、地場産業事業者および伝統的工芸品の製造事業者で、県税の滞納がない方が対象となります。

※ 伝統的工芸品の製造事業者の申請は県の指定を受けた個人、企業、団体からのみとなります。

表1

- | |
|---|
| <p>(1) 地場産業組合とは、近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例（平成28年滋賀県条例第12号。以下「条例」という。）に規定する「近江の地場産業」に係る事業を行う中小企業が組織する事業協同組合、事業協業組合および商工組合をいう。</p> <p>(2) 地場産業事業者とは、地場産業組合に属する事業者をいう。</p> <p>(3) 伝統的工芸品の製造事業者とは、条例第2条第3項第2号で定義する伝統的な技術、技能等を用いて県内で製造される工芸品であって、同号アまたはイのいずれかに該当するものを製造する事業者をいう。</p> |
|---|

3. 補助対象事業

地場産業組合、地場産業事業者および伝統的工芸品の製造事業者が取り組む、製造工程の見直しや製造工程から生じた端材を用いた製品開発など、環境負荷低減に資する事業に係る経費を補助します。

※ 事業内容について、県工業技術センターの職員と打ち合わせを行うことを強くお勧めします。

・滋賀県工業技術総合センター

（栗東）TEL：077-558-1500 （信楽）TEL：0748-83-8700

・滋賀県東北部工業技術センター

（長浜）TEL：0749-62-1492 （彦根）TEL：0749-22-2325

4. 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費、補助率および補助限度額については、以下の表2を参照ください。

表2 補助対象経費、補助率および補助金額

補助対象経費	謝金	専門家謝金
	旅費	専門家旅費、職員旅費
	資料購入費	調査研究等に係る資料の購入に要する経費
	原材料費	原材料および副資材の購入に要する経費
	機械装置・ 工具器具費	機械装置または工具器具の購入、試作、改良、据え付け、借用または修繕に要する経費(技術開発または製品開発に係るものに限る。)
	外注費	加工および性能試験等の外注に要する経費
	委託費	調査研究等の外部委託に要する経費
	産業財産権取得費	特許権等の取得に要する経費
	その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費
補助率	1 / 2 以内 (小規模事業者 (中小企業基本法 (昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号) 第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者をいう。) にあつては、2 / 3 以内)	
補助金額	(上限) 5 0 万円、(下限) 1 0 万円	

(注) 1 補助対象となる経費は、消費税および地方消費税を除いた額とします。

2 補助金交付額は、千円未満を切り捨てることとします。

3 補助金申請下限額を 10 万円とします。

申請する補助対象経費の合計に補助率を乗じた額が 10 万円以上である必要があります。

例-①

申請する補助対象経費の合計 20,000 円 (税抜) × 補助率 1 / 2 = 10,000 円
→ 申請○

(小規模事業者の場合)

申請する補助対象経費の合計 150,000 円 (税抜) × 補助率 2 / 3 = 100,000 円
→ 申請○

例-②

申請する補助対象経費の合計 198,000 円 (税抜) × 補助率 1 / 2 = 99,000 円
→ 申請×

(小規模事業者の場合)

申請する補助対象経費の合計 147,000 円 (税抜) × 補助率 2 / 3 = 98,000 円
→ 申請×

5. 手続き等

(1) 応募

○ 受付窓口

滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課 モノづくり支援係

住 所：〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3793 FAX：077-528-4876 E-mail：fd00@pref.shiga.lg.jp

○ 受付期間

令和6年5月7日（火）から令和6年5月31日（金）

土・日曜日および祝日は除く、受付時間は9時から17時まで

○ 計画書等の提出

以下の書類を提出していただきます。（書類は原則としてA4版）

① 事業計画書（様式第1号、別紙1）

② 収支予算書（別紙2）

※ すべての経費に対し、可能な限り見積書等の根拠資料を添付してください。

※ 経費の内訳は、あいまいな表記を避け、詳しく記載してください。

③ その他参考となる資料

※ 最近組合に加入された方で、組合員名簿に名前が記載されていない方は、加入の証拠となる資料を添付してください。

※ 書類は紙媒体またはメールで提出してください。

※ 提出いただいた書類は、この事業に係る審査以外には使用しません。また、返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

※ 提出書類に不備があった場合は受付できません。

○ 提出方法(提案書の提出に必要な費用は提出者負担とします。)

上記の受付窓口への持参、簡易書留郵便による郵送およびメールにより、提出してください。

郵送による場合は、締切日の17時までに滋賀県庁文書収発室に到着したものに限り受け付けます。メールの場合は、表題に「【地場産業 サステナビリティ対応支援事業費補助金応募：事業者名〇〇〇】」と記載し、(fd00@pref.shiga.lg.jp)に提出してください。

なお、郵送、メールどちらの場合も送付時に必ずその旨を(1)まで連絡願います。

(2) 審査について

○ 審査会による審査

補助事業の選定にあたっては、補助対象者の要件および次の項目に基づいて審査し、予算の

範囲内で決定しますので、審査項目に留意し計画書を作成してください。

また、必要に応じて、申請者から直接またはオンラインによりプレゼンテーションを行っていただき、ヒアリングを行う場合があります。ヒアリングを行う場合の日程等については、後日案内をいたします。

(審査基準)

- 現状と課題が明らかになっているか
- 事業の目的が明確であるか
- 事業内容に実現性があるか
- 事業の実施が環境負荷の低減につながるものであるか
- 小規模事業者であるか

○ 審査結果

審査結果については、イノベーション推進課からすべての申請者に対し通知をします。なお、審査の経過等に関する問い合わせには応じられません。

補助交付額は、審査結果や予算の都合により申請額から減額することがあります。

(3) 交付申請

採択となった申請者には、内示通知後、10日以内に以下の書類（書類は原則としてA4版）を提出していただきます。提出された書類は返却いたしません。

- ① 補助交付申請書（様式第2号）
- ② 事業計画書（別紙1）※
- ③ 収支予算書（別紙2）※
- ④ 役員名簿（法人または団体の場合）（別紙3）
- ⑤ 口座振込依頼書（別紙4）
- ⑥ 誓約書（別紙5）
- ⑦ 県税に関する誓約書兼調査に関する同意書（別紙6）

※については、応募書類から変更があった時のみ提出してください。

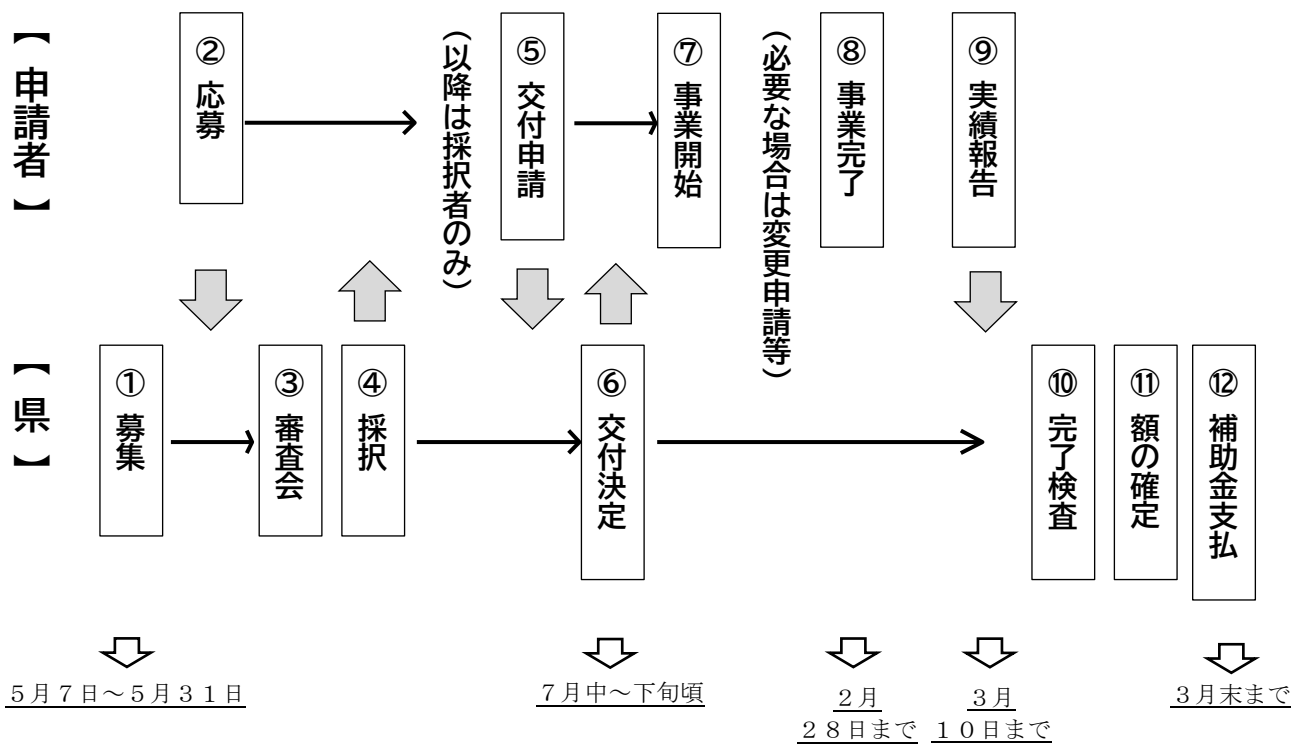
①、④～⑦については採択となった申請者にのみ様式を送付します。

(4) 交付決定

交付申請受付後30日以内に交付決定の通知を行います。

6. 補助事業期間

補助事業期間は、交付決定日から令和7年2月28日までとなります。その間に開始し、事業者が自ら支払いまで終了した分のみが対象です。また、交付決定日前に支払った経費は原則として対象外となります。



7. 補助事業者の義務(交付決定後)

補助事業を実施する際には、次の事項を遵守していただきます。

- (1) 補助事業の遂行状況について、県が報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (2) 補助事業の内容を変更、廃止、中止する場合は、事前に承認が必要です。(交付要綱第12条および第13条関係)
- (3) 補助事業の完了後30日以内、または令和7年3月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 補助事業の経費については、帳簿およびすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、補助事業年度の終了後10年間保存しておかなければなりません。
- (5) 補助事業の取組状況や成果について、県のホームページや広報誌等で公表する場合があります。
- (6) 補助事業終了後に補助事業に関する調査への協力をお願いすることや、県等が実地検査に入ることがあります。
- (7) 滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号)および地場産業サステナビリティ対応支援事業費補助金交付要綱に定める規定に違反する行為がなされた場合、交付決定の取消、補助金等の返還、加算金の納付や補助事業者名および不正の内容の公表等、法令等で規定された罰則を受けることがあります。

10. その他留意事項

- (1) 補助金の支払いは、原則、補助事業終了後の精算払いとなります。
- (2) 補助事業対象者の、企業・団体名、代表者名等を公表することがあります。
- (3) 滋賀県暴力団排除条例(平成23年滋賀県条例第13号)の趣旨にのっとり、交付申請時に、暴力

団または暴力団員等（役員等も含む）に該当しない旨の誓約書を提出いただきます。（交付決定後に判明した場合は、交付決定の取消を行います。）

- (4) 補助事業の完了した日の属する会計年度終了後 10 年間、本補助金に関するアンケート調査を実施する場合がありますので御了承ください。

参考 1 : 滋賀県の地場産業

地場産業産地	地場産業組合	地場産業産地	地場産業組合
長浜縮緬	浜縮緬工業協同組合	信楽陶器	信楽陶器工業協同組合 信楽陶器卸商業協同組合
彦根バルブ	滋賀バルブ協同組合	高島綿織物	高島織物工業協同組合 高島晒協業組合 滋賀県撚糸工業組合
彦根仏壇	彦根仏壇事業協同組合	高島扇骨	滋賀県扇子工業協同組合
彦根ファンデーション	ひこね繊維協同組合		
湖東麻織物	湖東繊維工業協同組合 滋賀県麻織物工業協同組合		
甲賀・日野製菓	滋賀県製菓工業協同組合		

参考 2 : 滋賀県の伝統的工芸品

工芸品名	製造業者名	工芸品名	製造業者名
近江上布	滋賀県麻織物工業(協)	ろくろ工芸品	片山木工所
網織紬	奥田武雄	木製桶樽	村田茂朋
	奥田重之	高島扇骨	滋賀県扇子工業(協)
秦荘紬	川口織物(有)	上丹生木彫	上丹生木彫組合
綴錦	織匠[宗八](株)清原織物	八幡丸竹工芸品	(有)竹松商店
正藍染	植西恒夫	木珠(高級木製数珠玉)	(株)カワサキ
手織真田紐	西村操	彦根仏壇	彦根仏壇事業(協)
草木染手組組紐	(有)藤三郎紐	浜仏壇	浜仏壇工芸会
近江刺繍	近江美術刺繍工芸社	鍔金具	辻清
彦根繡	(有)青木刺繍	近江雁皮紙	(有)成子紙工房
楽器系	西山生糸組合	雲平筆	筆師第 15 世 藤野雲平
	木之本町邦楽器原糸製造保存会	和ろうそく	(有)大興
	丸三ハシモト(株)		北村雅明
鼻緒	滋賀県花緒サンダル組合	太鼓	正木専治郎 二代目 杉本才次
特殊生糸	西村英雄	大津絵	高橋松山
押絵細工	東川雅彦	長村梵鐘	(株)金壽堂
近江真綿	近江真綿振興会	小幡人形	細居源悟
輪奈ピロード	(株)タケツネ	愛知川びん細工手まり	伝承工芸愛知川びん細工手まり保存会
信楽焼	信楽陶器工業(協)	いぶし鬼瓦	美濃邊鬼瓦工房
膳所焼	(有)膳所焼窯元 陽炎園	神輿	(株)さかい
近江下田焼	近江下田焼陶房	江州よしすだれ	(株)タイナカ
(再興)湖東焼	中川一志郎		よし藤 田井中憲一
提灯	かさぜん中川澄美		